

令和3年度 社会福祉法人新城福社会事業報告

法人組織体制図

【社会福祉事業】

法人本部拠点区分

- 法人本部

レインボーはうす拠点区分

- レインボーはうす（生活介護、就労移行支援、就労定着支援）
- レインボーのお菓子やさん（就労継続支援B型）
- 居宅介護事業所レインボーはうす
- 新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす

サポートホーム拠点区分

- サポートホームしんしろ・ほうらい・第2しんしろ・短期入所事業所矢部ホーム

西部福社会館拠点区分

- 西部福社会館

（生活介護、地域活動支援センター、ふれあい相談センター、西部福社会館施設管理事業）

【公益事業】

障害者就業・生活支援センターウィル拠点区分

- 障害者就業・生活支援センターウィル（就業、生活）

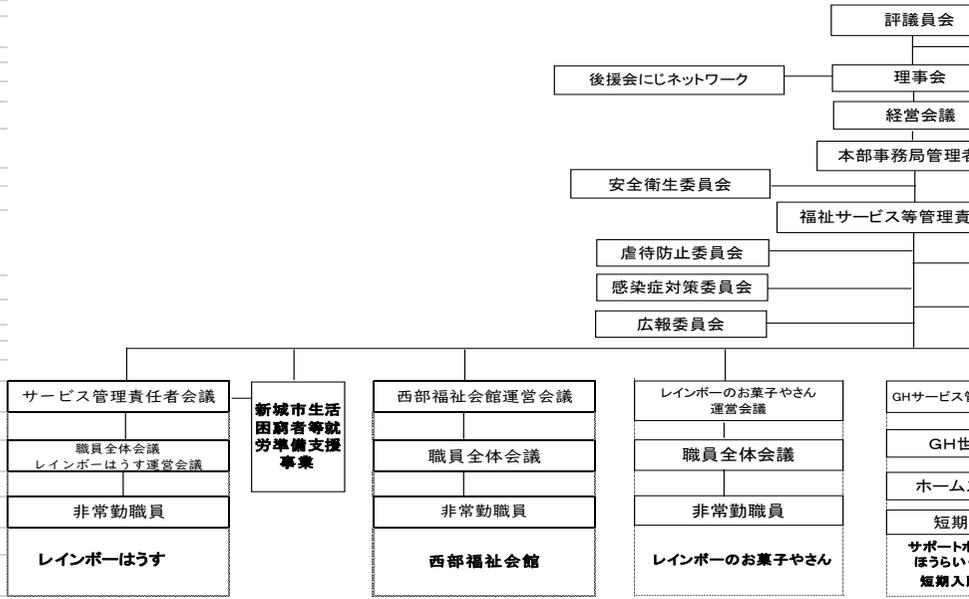
新城市基幹相談支援センター拠点区分

- 新城市基幹相談支援センター

新城市生活困窮者等就労準備支援拠点区分

- 新城市生活困窮者等就労準備支援事業

新城福祉会 組織体制図



☆相談支援事業所と直接支援を行う障害福祉サービス事業所に位置づけられるサービス

経営会議	理事長、業務執行理事、内部理事で構成。法人経営について検討、協議する。労務並びに経理責任者である本部事務員は必要に応じて参加する。
本部事務局管理者会議	理事長、業務執行理事、各事業所の管理者、本部事務員で構成。各事業部門並びに法人全体の管理、運営について検討、協議する。
福祉サービス等管理責任者会議	内部理事1名、各事業所のサービス管理責任者(管理者兼務を含む)、サービス提供責任者等で構成。福祉サービス等全般について検討、協議する。本部事務員は必要に応じて参加する。
サービス管理責任者会議 (レインボーはうす)	管理者、サービス管理責任者、事務員で構成。日中活動を統括し、支援内容、職員育成等について検討協議する。
レインボーはうす職員全体会	常勤職員全員で構成。月1回を基本として必要な課題に応じて検討、協議をする。終礼を職員全体会議の短縮版と位置づけ、日々の支援を検証する。
レインボーはうす運営会議	正規職員で構成する。月1回の職員全体会後に本部事務局管理者会議等の報告と必要事項を検討、協議をする。
西部福祉会館運営会議	管理者、サービス管理責任者、生活支援員で構成。西部福祉会館におけるサービス事業及び、会館の管理運営全体について検討、協議する。
西部福祉会館職員全体会	常勤職員全員で構成。月1回を基本として必要な課題に応じて検討、協議をする。終礼を職員全体会議の短縮版と位置づけ、日々の支援を検証する。

- *経営会議並びに本部事務局管理者会議(月1回第2木曜日)、福祉サービス等管理責任者会議(月1回第3木曜日)
- *レインボーはうすサービス管理責任者会議(月1回第2金曜日)、レインボーはうす職員全体会・レインボーはうす運営会議(毎月最終金曜日)
- *ヘルパー会議(月2回不定期)
- *GHサービス管理責任者会議(週1回金曜日)、世話人会(月1回第4火曜日)、ホームスタッフ会(月1回第4金曜日)、短期入所会(月1回第4金曜日)
- *広報委員会(機関紙発行に伴い、必要に応じて職員を招集、HP等の更新を随時行う)
- *防災委員会(不定期、必要に応じて招集)

■法人本部

1. 法人本部（全般）

令和2年度に引き続き、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、法人内のいかなる事業も止めることなく実施できた。なお、全国的に感染者が増大した時には新城福祉会でも家庭内感染による利用者、職員の感染者は発生したが、新型コロナ対応BCPに基づき、対応し、幸いにもクラスターが発生すること無く乗り越えることができた。

- ・「新城福祉会組織体制図」に基づき経営、管理、運営、支援に責任を持ち、遂行する新たな組織体制の構築を目指したが、支援サービスを担う福祉サービス等管理責任者会議の機能と役割は道半ばである。また法人の意思決定と経営を担う理事会、評議員会については「令和3年度理事会・評議員会開催状況」参照。
- ・国・県・市の第6期障害福祉計画を踏まえて、社会福祉法人新城福祉会第5期中長期計画を策定した。今回の特徴は各事業部門で中長期計画を立案、それらを持ち寄り、中堅幹部職員が中心となってまとめ上げたことである。別紙、社会福祉法人新城福祉会第5期中長期計画書参照。
- ・令和3年度社会福祉施設整備事業による第2矢部ホーム（男性専用、定員7名、短期入所1名）の建設を完了した。併せて矢部ホームを1床増築した（女性専用、定員5名、短期入所1名）。また、これら2つのホーム整備の為に、新たに2つの駐車場を整備した。
- ・新たな委託事業である新城市生活困窮者等就労準備支援事業を軌道に乗せることができた。
- ・新たに設置した感染症対策委員会において新型コロナウイルス感染症対策始め、インフルエンザ等感染症対策については協議、検討、実行していくことができた。
- ・「助け合い虹ネットバンク」が再稼働し、小さな成果が生まれ始めたが、まだまだ未知数である。また、新卒求人は愛知県立宝陵高校福祉科に特定して実施したが、人材確保には至らなかった。
- ・第三者評価機関から指摘を受けている人事考課と連動したキャリアパスの設定については未着手となったが、現行の人事考課を再検討すべきとの方向性は出た。サービス向上委員会は令和4年度事業計画に位置付けるに留まった。

2. 法人本部事務（労務・経理）

- ・資金の動きについて各サービス区分及び全体の把握に努めた。
- ・顧問の会計事務所(TKC)の定期的なサポートや外部監査により、正確な処理に努めた。
- ・顧問の社会保険労務士の定期的なサポートを受けながら、労務関係の法令を遵守した。
- ・処遇改善加算・特定処遇改善加算、創設された処遇改善臨時特例交付金を活用し、職員の賃金改善に努めた。
- ・業務執行理事、事務職員で毎朝打合せを行うことにより、事務所内の情報共有とスムーズな事務処理に努めた。

3. 安全衛生委員会

- ・安全衛生管理規程に則り、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的として、月に1回以上開催した。
- ・ストレスチェック実施規程に則り、毎年9月15日から9月末日の間に実施した。
- ・深夜業従事者（夜間支援従事者で週1回、月4回以上の者）に対して年2回の健康診断を実施した。

	役 職 名	氏 名	備 考
委員長	理事長	夏目みゆき	
産業医	医 師	米田 正弘	
議 長	業務執行理事・管理者	長坂 宏	衛生管理者
委 員	管理者	小林 隆幸	
委 員	管理者	松原 宏昌	
委 員	なし	長谷 佑樹	
委 員	なし	笹野 愛子	

4. 虐待防止委員会

- ・虐待防止委員会を設置するとともに、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策を検討した。
- ・虐待相当事案が発生した際には速やかな臨時虐待防止委員会の開催に至らなかったが、虐待防止委員会全員で情報共有した。
- ・虐待防止研修を法人職員全体研修に位置付け、年1回研修を実施した。その他、各事業部門にて必要に応じて研修会を開催した。
- ・虐待防止チェックリストの記入、集計を行った。

●年間の活動報告

月日	会議・研修	内容
8月20日	第1回虐待防止委員会	虐待防止に関する法人職員研修について
9月18日	虐待防止に関する法人職員全体研修（オンライン）	①講義「障害者虐待防止法概要説明、障害者虐待防止法の更なる推進、身体拘束等の適正化推進について」 ②グループワーク「支援を振り返り、虐待防止チェックリストを作成」
2月24日	第2回虐待防止委員会	①虐待防止規程（案）、身体拘束等適正化検討委員会規程（案）、身体拘束等適正化検討委員会指針（案）について確認。 ②令和4年度虐待防止研修、日程、内容について確認。

●令和3年度虐待防止委員

委 員	職 名	氏 名	備 考
委員長	理事長	夏目みゆき	
虐待防止責任者	業務執行理事・管理者	長坂 宏	
虐待防止責任者	管理者	小林隆幸	
虐待防止責任者	管理者	松原宏昌	主任虐待防止委員
虐待防止責任者	管理者	渡邊竜夫	
虐待防止責任者	管理者	藤田洋孝	
虐待防止委員	管理者・サービス管理責任者	北川哲也	虐待防止委員統括責任者
虐待防止委員	サービス管理責任者	岡本美津代	
虐待防止委員	サービス管理責任者	大原直樹	
虐待防止委員	サービス提供責任者	渡辺敏弘	

5. 防災委員会

①本年度の重点目標

- ・各事業で年間防災訓練計画に従い、訓練毎に実施要綱を作成し、訓練を実施した。
- ・事業の形態や収容人数、建物の構造など、実態にあった想定のもと訓練を行い、不測の事態に備えるよう努めた。
- ・災害時に地域と協力体制を取ることが出来るよう、災害時要援護者名簿の更新を行う計画だったが、未実施。
- ・通所系・居住系の事業所については、新城市が行う防災訓練に参加し、地域との連携体制強化に努める計画だったが、新型コロナウイルスの影響で防災訓練が中止となった。
- ・各事業で定めた重点目標が達成できるよう訓練を行い、年度末に達成状況を確認した。
- ・各事業で訓練実施後、反省を記録し、委員会へ報告した。委員会は、各事業の反省等の情報を公開し、改善に努めていった。
- ・夜間宿泊型避難訓練等、事業間で共同して訓練を実施する計画だったが、新型コロナウイルスの影響等で未実施。
- ・職員緊急連絡網を使用した伝達訓練を各事業で年に2回行った。その内の1回はグループホーム設置場所より半径2km圏内在住の職員による伝達訓練とした。

②年間スケジュール

- ・各事業部門において、1年間に6回以上訓練（緊急連絡網の伝達訓練を含め）を実施した。
- ・訓練の詳細、時期等は各事業の年間防災計画に定め、それに従って行った。

●令和3年度防災委員

委員(担当)	氏名
委員長	松原宏昌
レインボーはうす	長谷佑樹、小田和馬、辻田吉範
レインボーのお菓子屋さん	岡本美津代
西部福祉会館	水野悠和
居宅介護事業レインボーはうす	渡辺敏弘
新城市基幹相談支援センター 新城市相談支援事業所レインボーはうす 東三河北部障害者就業・生活支援センターウィル	山本学
サポートホームしんしろ、サポートホーム第2しんしろ、サポートホームほうらい、短期入所	北沢裕亮、ホーム防災係

6. 感染症対策委員会

- ・感染症対策委員会を開催し、情報交換・共有、問題提起をすることで新城福祉社会としての感染症対策を統一することができた。
- ・社会福祉法人新城福祉社会新型コロナウイルス対応マニュアル(≒BCP)の見直しを必要に応じて行ない、感染拡大防止に努めた。
- ・各事業部門の感染症対応マニュアルを確認、共有し、法人全体に感染症に関する普及啓発活動を行った。特に新型コロナウイルス感染症の感染予防に重点を置き、3密の回避方法と消毒方法の徹底、黙食、不織布マスクの推奨、行動制限と緩和の判断、CO2モニターの設置を行った。感染予防方法を学ぶ機会を設け、指導やチェックを行い、対策を講じた。書面による感染症対策のお願いや新型コロナウイルスワクチン接種推奨の啓発も行った。

・新型コロナウイルスワクチン、インフルエンザワクチン接種の推奨と接種状況の確認を行い、希望者が接種できるように整えた。しかし、インフルエンザ予防接種では、レインボーはうすの利用者は病院での接種が困難となり、事業間で差異が生じた。次年度の課題である。

●年間の活動報告

月 日	内 容
4月20日	・年間事業計画と設置理由の確認 ・新型コロナウイルス対応マニュアル(≒BCP)・各事業部門の感染症対応マニュアルの確認 ・新型コロナウイルス感染症の行動規制の確認と事例検討
6月18日	・新型コロナワクチン接種(利用者・職員)について ・新型コロナウイルスの感染予防対策
8月24日	・新型コロナウイルス感染者の発生報告と情報交換。 ・同居家族がPCR検査を受けた時の対応について
11月19日	・新型コロナウイルス感染症の動向と行動規制の緩和について ・インフルエンザワクチン接種状況の確認
2月18日	・新型コロナウイルス感染者発生状況の共有と対応 ・今年度の総括と来年度の計画と目標

7. 研修委員会

- ・業務遂行に必要な知識の向上、技能の習得に努めた。
- ・外部研修の報告については「研修効果測定書」を作成し、外部研修履修半年後の効果測定として提出を義務付けた。しかし、半年後の効果測定は実施時期の遅れや未実施のままになっていたケースがあり、効果的に継続される方法に改善する必要がある。
- ・その他研修については各事業部門において、適宜研修会等を開催した。
- ・7月、9月、3月の法人職員全体研修は、ZOOMを活用したオンライン+集合形式で行った。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、1月に予定していた新年の集いは中止した。
- ・市民福祉フォーラムは、集合形式とYouTubeでのオンライン配信(1週間アーカイブ配信)を併用し開催した。
- ・キャリア別研修は、上級研修を実施することが出来た。しかし、中級研修は整備が整わず実施できなかった。
- ・昨年に続き、愛知県社会福祉協議会から「障害者(児)福祉関係職員基礎研修」講師を研修委員会で受託。コロナ禍の為、予定していた集合形式の研修から書面形式に変更、実施。提出されたレポートに対しては委員が返信コメント記入を務め、委員の指導的な観点を磨く機会にもなったが、日常業務に充てる時間を削っての作業となった。

●実施したキャリア別研修

研修名	実施回数・参加職員数
法人職員全体研修	5回(市民福祉フォーラム、新年の集い含む)予定中4回実施・下記参照
新人職員研修	4コマ×2回・計7名(6月・1月)
新人職員実践研修	1回(発表者3名)
初級研修	1回(13名「発達障害の理解・冰山モデル」)
中級研修	整備が整わず未実施
上級研修	1回(13名「考課者研修」)

●令和3年度法人職員全体研修

研修日	研修名	研修様式・研修講師・参加職員数
7月24日	法人理念の実践から考えるそれぞれの役割と連携	集合+オンライン形式 講師：各部署代表者 参加職員数：53名（新城市福祉協議会：2名参加）
9月18日	虐待防止研修	集合+オンライン形式 講師：法人虐待防止委員会 参加職員数：47名（安らぎの家：14名）
12月12日	市民福祉フォーラム 「障害者と親の高齢化」	集合+オンライン形式(YouTube 配信) 講師：又村あおい氏 参加職員数：75名(7日間アーカイブ配信視聴回数：470回)
1月15日	新年の集い	新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、中止
3月12日	サポートホームの取り組みについて	集合+オンライン形式 講師：大原、松原 参加職員数：61名

8. 広報委員会

- ・機関紙「なないろ通信」を年2回（7月・1月）発行した。
- ・機関紙印刷について、毎年の「謹賀新年」を別紙差し込みではなく、機関紙内の記事へ入れ込み注文した。（金額の変動は無く、差し込む作業時間を省くことができた）
- ・ホームページのトップ画面について、定期的に画像変更するとともに、レインボーのお菓子やさんの販売促進、オレンジピントのレンタルアートの促進などを図った。

●年間の活動報告

月 日	内 容
4月1日	・機関紙（7月号）の準備 （掲載記事の協議・役割分担・スケジュール確認等）
8月5日	・機関紙準備の振り返り、改善点の協議 ・ホームページ活用の協議
9月16日	・機関紙（1月号）の準備 （掲載記事の協議・役割分担・スケジュール確認等）
1月13日	・機関紙準備の振り返り、改善点の協議

■レインボーはうす（生活介護・就労移行＋就労定着支援）事業報告

◆事業所全体として

多機能である強みを生かした社会参加活動として移動販売車の活用、弁当配達、レンタルアートは実施することができたが、コロナ禍により子ども食堂は中止となった。また、就労に向けて障害特性により内職作業等での訓練を希望しない人に対し、生活介護（昼食工房）、就労継続支援B型事業所（施設外支援）、本部事務局の現場を活用し支援を行った。

【生活介護事業】定員 34 名 利用契約者数 37 名 R4.3.31 現在 ※（ ）内は前年度

令和3年度平均利用者数 31.0 人/日(32.2 人/日) 令和3年度延べ利用者数 7,852 人(8,149 人)

チームココア、白ハト、昼食工房、オレンジピントの4つのグループでそれぞれの機能を生かして、生産活動支援、生活支援、療育支援、その他の活動に取り組んだ。

重度障害者支援者養成(基礎)研修修了者を3名配置し、15名分の重度障害者支援加算を算定できるようにし、強度行動障害のある方に対して、支援手順書を作成し、一貫した支援を行った。

また、障害特性や作業環境の適正を考慮して、グループ間での異動を行ない、集中して生産活動に従事するグループを作り、特別工賃の支払いを可能とした。

■令和3年度売上：11,320,469 円(内、昼食工房 9,496,457 円)

■令和3年度支出：11,319,576 円(内、昼食工房 9,496,122 円)

【就労移行支援事業】定員 6 名 利用契約者数 6 名 R4.3.31 現在 ※（ ）内は前年度

令和3年度平均利用者数 5.5 人/日(3.5 人/日) 令和3年度延べ利用者数 1,364 人(1,029 人)

一般就労を目指す個別就労移行支援計画を作成し、それに基づいて支援を行い、令和3年度も目標就労者を2名としたが、1名のみが就職につながった。

利用者のアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した。

■令和3年度売上：881,539 円

■令和3年度支出：880,336 円

【訪問型ジョブコーチ(職場適応援助者)による職場適応援助事業】

訪問型職場適応援助者1名体制で、年間3名のジョブコーチ支援を目標とし、昨年度からの継続支援も合わせて4名達成した。また、定着率（職場適応援助の終了後、6ヶ月経過後に雇用が継続している者の率）が50%を超えるように職場適応援助を実施することができた。

【就労定着支援事業】利用契約者数 7 名 R4.3.31 現在 ※（ ）内は前年度

令和3年度平均利用者数：8.4 人/月(9.6 人/月)

契約者数10名からスタートし、企業や障害者就業・生活支援センターと情報を共有した。その内3名は満期のため支援終了となり、今年度末の利用人数は7名となった。

関係機関とのケース会議は実施できなかったが、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関と連絡を取り合い、連携を強化した。

■レインボーのお菓子屋さん（就労継続支援B型事業所） 事業報告**◆事業所全体として**

令和3年度は、引き続きコロナ禍ではあったが、工賃向上計画に基づき目標工賃達成指導員と共に作業開拓、付加価値商品開発・販売を行い、工賃アップに取り組んだ。その結果、目標工賃30,050円を達成し、工賃実績30,056円とすることが出来た。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、事業所内での感染対策を徹底し、環境設定等の工夫を行う他、職員のスクリーニング検査（12回）を実施し、安全・安心して作業のできる環境を整えた。

また事業所内において、可能な限り、体験実習を設けるなど、一般就労と同じ支援環境を提供した。

B型事業所全体で職員のジョブローテーションを強化し安定した支援体制、業務の遂行を行った。

B型定員：20名 利用契約者数18名 令和4.3.31現在

R3年度目標工賃（平均月額）：30,050円 R3年度工賃実績（平均月額）：30,056円

【菓子製造販売】（利用者数8名 R4.3.31現在）

菓子製造販売を通じ、仕事をする上でのスキルを身につけられるよう環境を整え、レインボーのお菓子屋さんマニュアルに基づき運営することが出来た。

引き続き、コロナ禍でイベント販売や定期販売が数多く中止となったが、付加価値商品の開発、企業とのコラボ商品製造販売、予約注文販売など業態を変えることで、大幅な減収を回避し、周年祭やクリスマス販売においては、前年度を超える売上を達成することが出来た。

■令和3年度売上目標：8,000,000円 ■令和3年度売上：8,055,242円

【施設外就労】【施設外作業】（利用者数10名 R4.3.31現在）

トンボ鉛筆、新城市民病院での作業マニュアル、作業力アセスメント表の作成を行い、安定した支援が提供できるように努めた。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、トンボ鉛筆新城工場内での施設外就労は引き続き不可となり、市内民家（借家）にて作業を行った。また、トンボ鉛筆の作業量が激減した為、西部福祉の清掃、レインボーはうす内消毒、草取り作業、お菓子屋さん販売・納品など作業開拓、確保し多くの作業に取り組んだ。

■令和3年度売上目標：4,500,000円 ■令和3年度売上：4,586,505円

■居宅介護事業所レインボーはうす 事業報告

【移動支援事業】

令和3年度延べ時間数 1,245 時間 (cf. 令和2年度 1,563.5 時間)

令和2年度と同様、コロナ感染防止の観点より、活動範囲を制限し、支援を実施した。

公共交通機関の利用については状況に応じ緩和したが、ヘルパー不足もあり、希望通りの支援提供は困難であった。より多くの方へ支援提供するため、1件あたりの利用時間数は短めとなった。それに伴い、例年では、利用実績全体の半数を占めていたが、居宅介護事業に逆転される形となった。

【居宅介護事業】

令和3年度延べ時間数 2,487 時間 (cf. 令和2年度 3,029.5 時間)

令和2年度と同様、コロナ禍につき、余暇支援よりも生命維持の為の活動を優先し、支援を実施した。

施設入所や、事業所利用開始に伴い、定期的な支援の減少もあり、延べ時間数は減少していた。身体介護利用人数が通院介助利用人数を上回る月が多かった。

【行動援護事業】

令和3年度延べ時間数 1,251.5 時間 (cf. 令和2年度 1,188.0 時間)

行動援護対象者が増加となり、延べ時間数は増加した。

【同行援護事業】

令和3年度延べ時間数 25.5 時間 (cf. 令和2年度 32.5 時間)

利用人数は令和3年9月より2名から1名となった。その影響もあり、延べ時間数は減少した。

【福祉有償運送事業】

平成27年度開始の「新城市障害者福祉有償運送料金助成事業」については、昨年度より減少し令和4年3月では3名の方が助成を受けている。(令和3年3月は5名)

【その他事業所状況】

- ・例年通りヘルパー独自の防災への取り組みを行い、災害用伝言ダイヤルの体験や支援中の災害を想定し、避難訓練を実施することができた。また、職員のグループホームとの兼務勤務時間が増加となり、稼働職員数が令和2年度よりさらに減少した。コロナ禍の影響で利用申し込みも減少していたが、少しずつ利用再開の連絡も入るようになってきた。ご本人・ご家族と調整を図りながら、ご要望に沿った支援の提供をした。
- ・コロナ禍による移動支援の利用減少に伴い、登録ヘルパー2名に依頼する業務が減少。その結果、登録ヘルパーの契約更新が無かった。令和4年度は登録ヘルパー0名でスタートする運びとなる。登録ヘルパー増員が今後の課題である。
- ・6月1日付で地域生活支援拠点事業所として認定。災害及び緊急時対応に向けた体制を整備したが、実績は無かった。

■新城市障害者相談支援事業所レインボーはうす 事業報告

◆事業所全体として

令和3年度も障害者ケアマネジメント技法に基づいて個別の相談支援業務を行った。コロナ禍の為、感染防止に努めながらの対応となった。

地域においては、新城市基幹相談支援センターと連携して自立支援協議会（事務局会議、定例会、全体会、相談支援部会、児童部会、日中活動部会、居宅介護事業所連絡会、相談支援連絡会）に積極的に参画した。新型コロナ感染拡大防止のため、オンラインや書面にて開催する月もあったが、相談支援部会では、事例報告を積極的に行い地域の課題を積み上げ、相談支援連絡会や事務局会議にて課題整理を行った。また、事務局会議を中心に、災害に対する共通認識を深めることなどを目的に、災害対策に関する研修会を行った。災害対応について考える良いきっかけとなったと感じており、次年度も継続して実施予定である。

個々のケースにおいては、アルコール依存症の方の退院後の支援では、地域住民の不安感に対する対応等、委託相談の動きも行政等とも連携を取りながら活発に行うことができた。また、例年と比べて、高齢者支援分野との関わりが必要なケースも多く、ケアマネージャー等との連携も密に行った。

障害児相談支援では、学校、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、家庭との連携を密にし、丁寧な支援を続けている。豊川特別支援学校との連絡会も実施し、学校での様子を知るだけでなく、特別支援学校の先生たちとも顔の見える関係作りに努めることができた。

安心生活支援事業では、18泊、実人数7名の利用があった。自宅から離れ、一人暮らしを体験することで、希望する生活をより具体的に思い描くことができると感じている。

【事業運営について】

(1)実施体制

相談支援専門員4名 正規職員(社会福祉士3名/介護福祉士2名/精神保健福祉士1名)
相談員1名 非常勤

(2)事業費

事業委託費：13,800,000円(新城市より事業委託)
支援事業収入：24,495,474円(サービス等利用計画作成費等/児含)
地域アドバイザー業務委託費：1,800,000円(愛知県障害者相談支援体制整備事業)
重症心身障害児等居場所づくり事業委託費：0円
安心生活支援事業委託費：874,210円
障害認定調査業務委託費：70,400円
新城市障害者虐待防止対策支援事業委託費：150,000円

■サポートホーム（しんしろ・ほうらい・第2しんしろ）事業報告

1. 事業の目的

サポートホームでの地域生活を希望する利用者が、共同して日常生活を営むことが出来るよう、その利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において食事の提供、相談、その他の日常生活上の援助、または食事や入浴の介助を行うことを目的とする。

2. 業務内容

①食事提供 ②健康管理 ③金銭管理 ④日中活動支援 ⑤余暇活動支援

3. 入居定員

【サポートホームしんしろ（入居定員17名）】

- ・平井ホーム（入居定員4名）
- ・石田ホーム（入居定員5名）
- ・市場台ホーム（入居定員4名）
- ・第2石田ホーム（入居定員2名）
- ・第1サテライト西新町（入居定員1名）※令和3年4月30日まで
- ・第2サテライト西新町（入居定員1名）
- ・サテライト平井（入居定員1名）※令和3年5月1日より

【サポートホームほうらい（入居定員8名）】

- ・長篠ホーム（入居定員4名）
- ・矢部ホーム（入居定員4名）

【サポートホーム第2しんしろ（入居定員11名）】

- ・万福ホーム（入居定員7名）
- ・八幡ホーム（入居定員4名）

4. 個別支援計画

アセスメントを行い、その利用者の状況や希望に応じた支援計画を作成した。

定期的（6ヶ月ごと）にモニタリングを実施し、利用者のニーズの変化に対応した。職員への回覧を徹底し、支援内容の共通把握に努めていった。

5. 虐待防止の取り組み

虐待防止委員会と連携をし、虐待防止チェックリストや虐待防止に関する研修を行い、事業所内での虐待防止に努めた。

6. 苦情解決について

日常的に利用者からの相談を受け付け、苦情等が発生した場合には世話人（登録世話人を含む）、苦情解決担当職員と連携をとり迅速に対応していった。

7. 世話人会、ホーム会について

ホームの運営状況、利用者支援、ホーム内の改善事項等について話し合う場を設けていった。世話人の資質向上の為、研修委員会等と連携し、年間研修を組み立てたが、新型コロナウイルス感染拡大防止策を考慮した開催を見送った会もあった。

8. 非常災害時・緊急時の対策

①緊急時の対策

日頃から利用者の健康状態把握に努め、利用者の容態に急変があった場合は、主治医ま

たは協力医療機関にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡した。

②非常災害時の対策

法人防災委員会およびホーム防災係と連携し、火災、大規模地震などの災害に備え、2か月に1回、各ホームにて防災訓練を実施した。日程を事前に決め、確実な実施に努めていった。

※非常災害時の連携を強化するために、ホーム設置地区の区長、民生委員との情報共有を図っていたが、新城市防災訓練が新型コロナの影響で中止になるなど、実施できないものもあった。

※ホーム防災訓練計画のとおり、各地区の指定避難場所までへの避難訓練を実施した。

※各ホームとも夜間帯での避難訓練を実施した。

9. 重点目標に対する取り組みについて

【サポートホームしんしろ・ほうらい・第2しんしろ】

- ① 創設ホーム（第2矢部ホーム）建設に向けたスケジュールを作成し、設計会議などでハード面を具体化させるとともに、職員配置の構想や利用者の受け入れ態勢等ソフト面を検討していった。
- ② 他事業部門と連携を取り合い、円滑な支援が出来るように努めていった。
具体的な取り組みとして、日中支援事業所等の職員の世話人兼務体制やバックアップによる協力体制の強化を行った。
- ③ 新型コロナウイルス対応マニュアルBCPに合わせた感染対策を継続した。主な感染対策として、環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続した。
- ④ 新城市生涯現役促進地域連携協議会が行う高齢者対象の就職説明会等や求人チラシ作成支援事業を活用して、世話人の確保に努めた。
- ⑤ 各ホームスタッフ会等を開催し、利用者支援等の情報共有と統一を図った。
- ⑥ 第1サテライト西新町閉鎖(4月30日サテライト型ホーム運営期間満了)に伴い、サポートホームしんしろにおいて、新規入居者を検討、5月1日より「サテライト平井」を開設した。
- ⑦ サポートホームほうらいにおいて、第三者評価を受審した。
- ⑧ 夜勤を実施している従業員に対して健康診断を年2回実施し、健康状態の把握に努めていった。
- ⑨ 各ホームの経年劣化による建物および設備の修繕必要箇所について、運営状況を見ながら随時改善等を検討した。
- ⑩ 強度行動障害支援者養成基礎研修・実践研修等の受講修了者を配置し、より良い質のサービスを提供できるようにした。

■短期入所事業所矢部ホーム事業報告

1. 支援内容

- ①食事 ②健康管理 ③入浴介助 ④排泄介助 ⑤洗面・身体整容 ⑥余暇活動支援

2. 利用定員

1名

3. アセスメントと記録

- ・事前にアセスメントを行い、利用者の状況や希望を把握し、支援に活かしていった。
- ・利用状況などを随時記録し、把握に努めた。(ケース記録)

4. 送迎サービスの実施

送迎サービスの実績は無し。

5. スタッフ会について

短期入所事業所矢部ホームの運営状況、利用者支援などについて、改善事項の話し合いや職員間の情報の共有の場を設けた。また、同建物内で行われているグループホーム事業の職員とも支援体制の統一を図っていった。また、職員の資質向上のために研修会を行った。

6. 非常災害時・緊急時の対策

- (1) 利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関(新城市民病院)にて必要な処置を講じ、速やかに家庭へ連絡する。⇒実績なし。
- (2) 火災・大規模地震などの災害に備え、2ヶ月に1回の防災訓練を実施した。
- (3) 夜間緊急時は、サポートホーム管理者、サービス管理責任者、世話人、夜間対応職員と連携を取り合い対応する。緊急通報装置を活用した。

7. 重点目標に対する取り組みについて

- ①短期入所事業所併設の創設ホーム(第2矢部ホーム)建設に向けたスケジュールを作成。設計会議などでハード面を具体化させるとともに、職員配置の構想や利用者の受け入れ体制等ソフト面を検討した。
- ②新型コロナウイルス対応 BCP に合わせた感染対策を継続した。環境整備や日常的な消毒および検温等の体調管理を継続していった。
新型コロナウイルス感染状況を見ながら、随時受け入れの制限や休業等の判断をした。
- ③法人ホームページに月間利用状況情報を掲載することで、利用の促進につなげた。
- ④共同生活住居矢部ホームの利用者の生活に配慮しながら、主に緊急時の利用が必要な方等を優先的に受け入れた。夜勤シフトなど職員の配置を整え、いつでも受け入れ可能な状態になるよう、体制を整えた。また、重度の方の受け入れに対応できるよう、レインボーはうすでの研修を行うなど、職員の介護支援体制を充実させた。

■西部福祉会館 事業報告

【西部福祉会館生活介護事業】（指定障害福祉サービス事業）

令和3年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染防止に努めた。「新しい日常」の定着に合わせカラオケや外出の制限、教室活動など集団活動は1, 2階に分散し、さらにリモートによる支援場を設定した。また利用者職員に対しても注意喚起を呼びかけることで、事業所内クラスター発生を防ぐことが出来た。今後も継続した感染防止対策を講じていく。

グループ活動においてはリハビリの観点及び社会参加の側面から「働く」「仕事」を意識し下請け作業に取組み、新たな意欲と喜びに繋げることが出来た。

ニーズの高いリハビリサービス提供（30名超）については、今年度も週2回の理学療法士による施術をはじめ、各グループ活動においても日常的に個別のリハビリサービス提供を実施することができた。痛み緩和など物理療法を取入れたリハビリサービス提供環境は未だ整っていない。

医療ケアはじめ重症心身障害者に対する医療相談・支援環境については看護師常勤換算3名以上（常勤1名、非常勤4名配置）にしたことで、安心した医療提供体制ができた。また行動障害を伴う重度障害者への支援環境も強度行動障害支援者養成研修修了者を2名増員養成し支援技術を高めた。

さらに、施設内研修においては事例検討会を土曜研修に組み込むことで、事例理解を深め支援計画を新たに協議することが出来た。

職員の働く環境改善の為に、介護機器等情報収集を兼ねた介護機器総合展示会参加を予定したが、今年度もコロナ感染防止の観点から見送った。

【地域活動支援センター事業】（新城市から委託事業）

利用時間を8:30から16:15迄と設定し、延241名の方が利用した。

美味しい食事と入浴、創作活動等により基本的な生活リズム構築と居場所づくりに役割を果たし、令和3年度は新たに4名(内2名は包括、ウィル紹介)の方が契約を結んだ。

今年度も就労や福祉的就労事業所に通う方々にとって、就労定着に向けた役割を果たすことができ

た。相談支援事業所やウィルと連携を図る事で、就労に向けたアプローチや定着に向けた支援環境を整

えることができた。

【高齢者ふれあい相談支援センター事業】（新城市から委託事業）

福祉課と地域包括支援センターの相談窓口として、各種福祉サービスの代行業務を行った。

対象利用者は新城市内西部地区（千郷中学校校区）の概ね65才以上の高齢者とその家族370ケース

(R4.3末)を対象に、地域の民生委員やケアマネージャーと連携し、年間延べ834名の訪問や電話等実

態把握に努めた。

また地域生活支援事業として地域ケア会議に定期的に参加し、個別ケース検討を行った。

【西部福祉会館指定管理事業】（新城市と指定管理協定締結）

令和3年度も新型コロナウイルス感染防止緊急事態宣言及びまん延防止下においては利用制限協力を求めた。そのような状況下、行動障害を伴う方のヘルパー利用時の居場所づくりとして感染防止に配慮して積極的に開館使用提供を行った。

■障害者就業・生活支援センターウィル 事業報告

【総括】

◆地域における連携強化

令和3年度も昨年度に続けてコロナ禍での1年となった。コロナ2年目ということで世間的にも“慣れ”はあったと思うが、それでも身近なところで陽性者や濃厚接触者が出るなど、緊張が続いた1年だった。そのような中ではあったが、年間の事業計画として掲げた目標等については、粛々と取り組んだ結果、概ね達成することが出来た。

昨年度は就職に結びつくことを意識し過ぎるあまり、職場実習の件数が伸びなかった。そのため今年度は支援機関との連携をより密にし、実習者のアセスメントや体験にも重きを置いた職場体験実習に積極的に取り組んだ。結果、実習件数が伸びただけでなく、体験を重ねたことで能力発揮が促進されるなどの成果も得られた。

また、就労移行支援事業所・ハローワークとともに毎月開催している就労移行連絡会については、就職支援に注力している就労継続支援B型事業所が加入したり、精神科医師を講師として研修会を実施したりするなど、地域の支援力向上のための取り組みを強化することができた。

一方、障害当事者同士が意見交換したり思いを共有したりするピアサポート活動については、良い効果はあったものの相互の関係性や継続性に課題があり、今後のあり方を検討していく。

【事業運営について】

(1) 実施体制

主任就業支援担当者	1名	常勤職員（社会福祉士）
就業支援担当者	1名	常勤職員（職場適応援助者養成研修修了）
生活支援担当者	1名	常勤職員（介護職員初任者研修修了）

(2) 事業委託費（実績額）

雇用安定等事業（愛知労働局）	13,311,778円
生活支援等事業（愛知県）	4,712,000円

【支援対象者の状況について】

(1) 登録状況（障害別、就業状況別）

(人)

	身体障害		知的障害		精神障害	その他	合計
		(うち重度)		(うち重度)			
在職中	8	2	65	11	56	8	137
求職中	15	3	24	2	77	8	124
その他	0	0	2	0	2	1	5
合計	23	5	91	13	135	17	266

※その他（障害種別）… 発達障害や精神疾患等の手帳未所持

(2) 令和3年度中に新規に登録した障害者の数

39人

(3) 上記(2)の新規登録者の利用経路

(人)

①ハローワーク	11	⑤④以外の福祉サービス事業所	5
②地域障害者職業センター	0	⑥市町村役場等行政機関	1
③特別支援学校	3	⑦直接利用（家族を含む）	2
④就労移行支援事業所	8	⑧上記以外	9

⑧上記以外の内訳… 基幹相談支援センター、障害者職業能力開発校、医療機関等

【支援の実施状況について】

(1) 支援対象者に対する相談・支援

①相談・支援件数(手段別) (件)

センターへの来所 (本人のほか、家族等も含む)	310
電話/Fax/e-mail (本人、家族等からの電話、センターからの電話含)	675
職場訪問 (定着支援のほか、職場実習支援を含む)	229
家庭・入所施設への訪問	112
その他 (ハローワーク同行訪問、各種手続き支援、ケース会議参加等)	230
合計	1,556

②相談・支援件数(内容別) (件)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
就職に向けた相談・支援	26	135	363	5	529
職場定着に向けた相談・支援	6	280	381	26	693
日常・社会生活に関するもの	1	16	41	0	58
就業と生活の両方にわたるもの	13	65	195	3	276
合計	46	496	980	34	1,556

③職場実習のあっせん状況 (件)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
職場実習 (3日以上3ヵ月以内)	1	12	14	0	27

④一般事業所への就職件数 (※1ヵ月以上の雇用) (件)

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
一般(30時間以上)	0	8	7	0	15
短時間(20~30時間)	0	1	6	0	7
短時間(20時間未満)	1	0	3	0	4
合計	1	9	16	0	26

⑤職場訪問による職場定着支援の実施件数 184件

⑥主に在職者を対象としたの交流会等開催件数 17回

(2) 事業主に対する支援

①相談・支援を行った事業所数 70件

②相談・支援件数 640件

(3) 他支援機関に対する相談・支援件数 515件

■新城市基幹相談支援センター 事業報告

【新城市基幹相談支援センター事業】

委託業務：新城市基幹相談支援センター運営事業実施要綱に基づく地域における相談支援事業の実施。

委託料：9,773,000円

年度を通しての運営初年度。センター長1名（常勤）、相談員1名（非常勤）の2名を配属し、センターに期待される「10の役割」をはじめ、新城市地域自立支援協議会の運営機能の強化、ならびに蓄積された「地域の課題」の解決に向けた取り組みに着手することができた。

<10の役割>

役割1～3 障がいのある方がその人らしく生活するための取り組み

- 1 相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の内容の精査。
- 2 虐待防止を図るため、福祉課と連携しての対応や必要な援助、支援。
- 3 障がいに関する正しい理解を地域に広げる方法の検討や実施。

役割4～7 支援機関との連携や支援機関のスキルアップを図る取り組み

- 4 市内相談支援事業所の支援スキルの向上を図るための仕組みづくり。
- 5 相談員等のスキルアップを図るための研修等の企画、実施。
- 6 市内ヘルパー事業所が抱える課題の解決方法の検討や取り組み。
- 7 介護や児童など他分野機関との連携を深めるための連絡会や勉強会の開催。

役割8～9 困った時の連絡窓口

- 8 困難な課題等の連絡窓口となり、支援機関の紹介や協力による課題解決への取り組み。
- 9 長期入院等をしている方、長期入院等をしていた方に関する連絡窓口となり、支援機関の紹介とともに、支援機関と協力して、地域でその人らしく暮らせるための取り組みを実施。

役割10

上記の取組みを円滑に進めるため、福祉課等と連携し、自立支援協議会運営の中心的な役割を担い、様々課題の解決に向けた取り組みの実施。

<令和3年度事業報告>

新規相談は年間実人数30名（昨年度71名）。実人数は知的障害と精神障害が類似しているが、延人数では精神障害が約3倍。相談や連携等の合計904回は、昨年度の791回から増加しており、訪問は304回（昨年度270回）と昨年を上回った。関係機関との連携では、行政、関係機関に次いで病院、学校との連携が増加。背景には精神科病院入退院に絡む支援、特別支援学級在籍児童への支援相談について、病院や学校との連携定着が確認できる。相談支援事業所等への協力依頼も18件（昨年度16件）と微増していることに加えて、協力依頼先が見当たらずに基幹相談支援センターで継続相談支援等を実施している個別支援も延141件あった。高齢者支援からの協力依頼、ひきこもり、生活困窮、不登校、8050、重複課題家庭等さまざまな複合的な相談は、全国に同じく新城市でも増加している。このことから、属性を問わない相談支援（重層的支援体制）の整備への期待は高まっている。

●稼働状況について

	本人	家族	行政	病院	学校	他関係機関	企業等	合計
来所	8	12	8	0	8	60	2	98
訪問	50	9	126	14	27	68	10	304
電話（メール）	16(3)	41(1)	71(54)	33	22(1)	112(102)	1(1)	296(162)

業務種別	
相談	66
個別支援	141
サービス等利用計画のチェック	212
自立支援協議会	147
会議（連絡会含む）	65
関係機関との連絡・調整	152
関係機関との情報共有	238
研修（主催または講義等）	16
地域移行支援・地域定着支援	22
虐待・虐待防止	4
社会資源開拓	0
協力依頼先	
レインボーはうす	10
もくせいの家	2
やまなみ会	2
社協	1
ウィル	2
その他	1

※その他：市街相談支援事業所等

障害種別	実	延
身体障害	6	11
知的障害	45	64
精神障害	50	178
発達障害	13	28
重症心身障害	0	0
難病	0	0
その他	26	49
合計	140	330

年齢区分（延）	
20歳未満	72
20～39歳	108
40～64歳	135
65歳以上	13

「基幹相談支援センター」事業報告（設楽町・東栄町・豊根村）

【設楽町基幹相談支援センター事業】（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

【東栄町基幹相談支援センター事業】（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

【豊根村基幹相談支援センター事業】（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

- ・委託業務：基幹相談支援センター運営事業実施要綱に基づく地域における相談支援事業の実施。
- ・委託料：各360,000円
- ・しんしろ福社会館2階事務所にて事業実施。センター長サポートの下相談員1名（非常勤）を配属し、各町村の相談支援体制整備の向上並びに、自立支援協議会運営機能強化のための仕組みづくりに取り掛かった。

■新城市生活困窮者等就労準備支援 事業報告

【新城市生活困窮者等就労準備支援事業】

委託業務：新城市生活困窮者等就労準備支援事業実施要項に基づく一般就労に向けた基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することを目的とした事業の実施。

委託料：8,683,000円

(内訳：基本額8,000,000円、インセンティブ加算額683,000円)

年度を通しての運営初年度。責任者1名(常勤・兼務)、就労準備支援員1名(常勤・専従)の2名を配属し運営。生活保護(福祉事務所)、生活困窮者相談窓口(新城市社会福祉協議会)よりあった対象者の日常生活支援、社会生活自立支援、就労自立支援を実施した。

【稼働状況について】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
活動日数	生活困窮									3	4	5	7	19
	生活保護	5	5	8	14	12	8	7	7	10	7	4	7	94
利用者数	生活困窮									1	1	1	1	
	生活保護	3	4	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	

- 就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関りに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を目的に取り組んだ。
- 生活困窮者及び生活困窮者と生計を同一とする世帯に属するものが対象となった。
- 日常生活自立に関する支援
適正な生活習慣の形成を促すため規則正しい起床・就寝、バランスの取れた食事の摂取接種など、日常生活に関する助言・指導等を行った。時節柄特にコロナワクチン接種の推奨、手洗いやうがいなど対策の実施の重要性、また必要な定期受診などの確実な履行に重点も置いた。
 - 社会自立に関する支援など
ほぼ全員がひきこもりの状態のため、まずは関係性の構築、そこから地域を知るための外出やイベントなどの情報提供、同行など外に目を向ける・社会から孤立しないための支援を行った。
 - 就労自立に関する支援
就労意識が低く、また社会との関りに強い不安を持っている方に対しては、まずは訪問支援を行い、自身が無意識に感じているストレスや不安を解消できるように努め、対象者を正しく深く理解し、安心して就労に向けた気持ちを持ち、就労準備支援を利用できるような環境を整えることから始めている。

【利用対象者の詳細】

- a. 生活困窮者としての対象者1名(就労準備支援利用1名)、被保護者としての対象者7名となっている。生活困窮者1名は、現在は作業訓練中心に毎日訓練施設にきちんと通えており、評価も悪くない。今後企業実習の予定であるが、本人・家族の自覚のない障害が疑われており、就職すること以上に就労の継続が課題になると思われる。被保護者としての7名を対象者の内、医療的診断もあり就労不可能な障害の状態であると診断され、障害者手帳取得及び障害年金の申請に至っている方が2名いた。残りの3名はうつ病、発達障害、不安障害などの症状が顕著であり、現在は訪問面談の対応をしている状況である。残りの1人は10年以上ひきこもりの状態であり、近年発達障害との見立てが精神科でされており、現在でも対面は出来ておらず、家族支援が中心となっている。さらにもう1名、最終的に支援を辞退され、上記活動報告には途中から入らなくなった支援対象者がいる。持病の深刻な悪化と社会的孤立、また障害も疑われており、就労準備支援としては支援対象外となってしまったが、福祉事務所との協議の上、ひきこもり対策として支援は継続することとなった。
- b. 現状では支援決定がなされていないが日本語が話せない外国籍と日本国籍の二重国籍の方の支援相談に現在入っている。発達障害をお持ちで、将来は日本国籍を希望する予定とのことであり、昼夜逆転生活、ゲーム依存、ひきこもりの状態でもあったため、現在は家族とともに面談中心に支援方法を模索している。最終的には居場所としての受け入れを考えているが、日本語が通じないこと、対応可能な人員がないこと、個別対応ができるスペースがないことと課題が多い。ただし、このような支援希望者は国内どの地域でも報告があり、今後、受け入れのあり方について地域全体で考えることが必要だと感じる。